



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内譲渡の日程、ペットを飼う上で知っておいてほしいことなどをお届けする情報紙です。



犬猫の譲渡を受けるには

新しく飼い主になる方には地域の模範的な飼い主になってほしいにや～施設ごとに守るべき項目があるから確認してね♪

県内の行政施設から犬猫の譲渡を受ける流れは施設によって異なります。以下の施設から譲渡を希望する際は、**初めに講習会や申込会の参加が必要です**。詳しい情報は各施設の二次元バーコードを読み取って確認してください。



● 群馬県 動物愛護センター



※ご不明な点がございましたら、**直接**センターへお問合せください。
☎0270-75-1718

● 前橋市保健所 衛生検査課



● 高崎市 動物愛護センター



こんなに危険！ノーリード散歩

県・中核市の条例で禁止されているよ！



「うちの子は大丈夫」とリードを外して散歩をしていませんか？
普段おとなしい犬でも、急に興奮してトラブルを起こしてしまうこともあります。
周囲への迷惑防止はもちろん、**愛犬を守るためにも必ずリードをつけましょう！**
自由に遊ばせる時は、必ず安全が確保できる所（ドッグラン等）を利用してください。
※公園や河川敷なども絶対にNGです！



出会い頭で出てきた人や犬に驚いて噛みついてしまう



ノーリード散歩で起こる 様々なトラブル



突然飛び出し交通事故にあう

急に走り出して行方不明になる



※例年、ノーリード散歩が原因のトラブル情報が動物愛護センター等に寄せられています。



群馬県動物の愛護及び管理に関する条例

第8条 飼い主は、飼い犬を常時係留しておかなければならない

※前橋市・高崎市の条例にも同様の規定あり



■ 詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください！

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先：

食品・生活衛生課
027-226-2442

